

群馬県アレルギー疾患対策推進計画における関連施策事業一覧

資料5

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患					
		I	II	III						ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
1	私学・子育て支援課	○			保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)	食物アレルギー対策のための調理員配置及び調理器具の整備に係る経費の一部を補助します。	私立保育所・私立認定こども園(中核市除く)	12,300	11,050						○
2	私学・子育て支援課	○	○		教育・保育のキャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善を受けるために必要なキャリアアップ研修事業を実施します。	保育所等施設に勤務する職員	32,463	32,333						○
3	児童福祉・青少年課	○			食物アレルギーの未然防止の啓発	県内の母子保健に関する相談窓口等をまとめた「母子健康手帳別冊」に食物アレルギー対策に係る情報を掲載し、食物アレルギーの未然防止を啓発します。	妊婦 (妊娠届出時に配布)	—	—						○
4	感染症・がん疾病対策課	○			アレルギー疾患の普及啓発	患者やその家族が、アレルギー疾患に関する正しい知識に基づき、アレルギーの回避や適切な自己管理に取り組めるよう、国や関係学会等による適切な情報入手できるホームページ等を周知します。	一般県民	—	—						○
5	感染症・がん疾病対策課	○			アレルギー疾患対策の講習	患者やその家族を対象として、正しい知識の普及啓発を目的とした講習を実施します。	一般県民	—	—						○

(注意)「分野Ⅰ～Ⅲ」は、次の分類とする。

Ⅰ 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発

Ⅱ 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供

Ⅲ 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患					
		I	II	III						ぜん息	アトピー性 皮膚炎	アレルギー 性鼻炎	アレルギー 性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
6	感染症・ がん疾病 対策課	○			群馬県小児アレルギー患者交流事業補助金	アレルギーに関する基礎的な知識の学習や患児・親の交流を目的として実施される小児アレルギー患者交流事業を支援します。	小児アレルギー患者及び保護者	270	270	○	○	○	○	○	○
7	感染症・ がん疾病 対策課		○		医療従事者に対する 研修	県アレルギー疾患医療拠点病院と連携し、医療従事者を対象とした科学的知見に基づく医療の普及を図るための研修を実施します。	医療従事者	97	48	○	○	○	○	○	○
8	感染症・ がん疾病 対策課		○		アレルギー疾患医療 を提供する体制の整 備	本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「群馬県アレルギー疾患対策推進協議会」を設置し医療連携体制を検討するとともに、アレルギー疾患医療の中心的な役割を果たす「群馬県アレルギー疾患医療拠点病院」を選定します。	専門医、関係団体、市町村、患者会、医療機関	151	690	○	○	○	○	○	○
9	感染症・ がん疾病 対策課		○		ホームページによる 医療機関の情報提供	アレルギー疾患を診療する医療機関について、ホームページで情報を提供する仕組みを整備します。	医療機関	—	—	○	○	○	○	○	○
10	感染症・ がん疾病 対策課			○	災害時対応の情報提 供	患者に対する災害時に必要となる備えの周知を行うとともに、市町村に対する災害時に必要となるマニュアル等について情報を提供し、アレルギー対応備蓄の導入等について働きかけます。	一般県民、市町村	—	—						○
11	健康長寿 社会づく り推進課	○			健康増進法に基づく 特定給食施設等の指 導	給食施設に対する巡回指導や、給食関係者を対象とした研修会等において、各施設の現状に対応した栄養管理・健康づくり等に関する支援を行います。	特定給食施設等	580	580						○

(注意)「分野 I～III」は、次の分類とする。
 I 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発
 II 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供
 III 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患				
		I	II	III						アトピー性 皮膚炎	アレルギー 性鼻炎	アレルギー 性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
12	健康長寿 社会づくり 推進課	○			たばこ対策	世界禁煙デー・禁煙週間に合わせた普及啓発の実施、事業所向けの受動喫煙防止対策研修会の開催、禁煙支援者育成のための研修会の開催、受動喫煙防止対策推進のための県内施設禁煙施設認定制度の推進、若い女性を対象とした喫煙防止研修会の開催等を行います。	県民、保健医療従事者、県内専門学校・短大・大学に通う学生等	3,824	3,495	○				
13	健康長寿 社会づくり 推進課		○		未成年たばこ対策	学校保健担当者等を対象とし、未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を検討します。また、保育園、幼稚園、学校、市町村に出向き、児童・生徒や保護者を対象とし、たばこの健康影響に関する知識についての説明や講習を行います。	学校保健担当者、保育園、幼稚園と学校に通う児童とその保護者等	262	262	○				○
15	健康長寿 社会づくり 推進課			○	災害時食支援研修会 (食環境整備事業)	災害時の食支援として要配慮者（アレルギー疾患等）に対応した、体制整備に関する知識を得ることを目的とした研修会を開催します。	市町村、保健福祉事務所栄養士等	—	—					○
16	健康長寿 社会づくり 推進課			○	災害支援人材研修会 (食環境整備事業)	災害時の食支援として要配慮者（アレルギー疾患等）に対応した、食事の提供及び備蓄の工夫等の知識を得ることを目的とした研修会を開催します。（群馬県栄養士会委託）	市町村、保健福祉事務所栄養士、栄養士会会員等	150	150					○
17	食品・生活 衛生課	○			食品安全検査	食品安全検査センターにおいて流通食品のアレルギー物質検査を行います。	食品事業者	1,364	1,492					○

(注意)「分野Ⅰ～Ⅲ」は、次の分類とする。
 Ⅰ 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発
 Ⅱ 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供
 Ⅲ 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患					
		I	II	III						アトピー性 皮膚炎	アレルギー 性鼻炎	アレルギー 性結膜炎	花粉症	食物アレルギー	
18	食品・生活衛生課	○			食物アレルギー関係課連絡会議の開催	関係各課で食物アレルギー関連施策等に関する情報共有を行います。	県庁内各課	-	-						○
19	食品・生活衛生課	○			食品営業許可施設等監視指導	「群馬県食品衛生監視指導計画」に基づいた食品等の検査、監視指導及び食品衛生啓発事業を実施します。（「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく監視指導含む）	食品事業者	5,563	4,156						○
20	食品・生活衛生課	○			群馬県食品自主衛生管理認証制度の推進	仕入れから出荷まで、適正な表示を含めた衛生管理手法を確立し、第三者機関による審査及び県の認定を行います。	食品事業者	-	-						○
21	食品・生活衛生課	○			食品衛生指導員による自主衛生管理の推進	自主管理の推進（食品衛生指導員による自主衛生管理の推進や業者自らによる製品の自主検査の推進等）を目的とした（一社）群馬県食品衛生協会の事業に対して補助します。	食品事業者	1,440	1,440						○
22	食品・生活衛生課	○			自主検査の実施等	食品衛生に関する指導業務、啓発業務等を（一社）群馬県食品衛生協会へ委託して実施します。	食品事業者	7,380	7,366						○

(注意)「分野Ⅰ～Ⅲ」は、次の分類とする。
Ⅰ 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発
Ⅱ 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供
Ⅲ 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患					
		I	II	III						ぜん息	アレルギー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
23	食品・生活衛生課	○			「食品等回収情報提供システム」の周知、活用	県内に流通している食品について、県が回収命令を行った場合及び事業者が自主的に回収を行う場合に、県民に当該食品等に関する情報を提供し、より迅速に回収が行えるよう協力します。また、ホームページで回収情報の提供を行います。	食品事業者、消費者	-	-						○
24	食品・生活衛生課	○			食品表示講習会等の開催(食品表示法の普及啓発)	事業者を対象とした適正表示のための講習会を開催します。	食品事業者	945	805						○
25	食品・生活衛生課	○			情報紙の発行等	食品表示の見方のポイントや食品表示法等に関する情報を、情報紙「ぐんま知っ得食品表示」発行、ホームページ、動画配信により、県民に広く提供します。 ○ぐんま知っ得食品表示(印刷物)：年2回発行	消費者	274	273						○
26	食品・生活衛生課	○			食品表示セミナーの開催	出前講座や講演会などを通じ、食品表示について理解を深めるセミナーを開催します。	消費者等	141	141						○
27	食品・生活衛生課	○			「ぐんま食の安全・安心ポータルサイト」(ホームページ)による情報提供	食品に含まれる放射性物質検査結果、食品の自主回収、食品表示適正化の取組等、食の安全に関する各種情報について、迅速で分かりやすい情報提供を行います。	消費者、事業者等	-	-						○

(注意)「分野 I ~ III」は、次の分類とする。

I 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発

II 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供

III 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患						
		I	II	III						ぜん息	アトピー 皮膚炎	アレルギー 性鼻炎	アレルギー 性結膜炎	花粉症	食物アレルギー	
28	食品・生活衛生課	○			「ぐんま食の安全情報」(情報紙・フェイスブック)による情報提供	情報紙ぐんま食の安全情報の発行や公式フェイスブックの運用により、県民に食の安全に関わる正確な情報を提供します。 ○情報紙ぐんま食の安全情報紙 ：年10回発行 ○公式フェイスブック ：週1回記事更新	消費者等	627	627						○	
29	食品・生活衛生課			○	「食の安心ほっとダイヤル」による相談対応	県民からの食品表示・食品安全に関する窓口を設置し、専門の相談員を配置します。	消費者	2,214	2,237							○
30	食品・生活衛生課	○			食物アレルギー理解促進事業	食物アレルギーに関する啓発資料を作成するとともに、公開講座、研修会を開催します。	消費者、学校、事業者等	1,592	1,226							○
31	環境保全課	○			大気汚染監視	県内の各測定局舎で光化学オキシダント及び微小粒子状物質(PM2.5)等の大気濃度について24時間体制で測定を行い、各項目が高濃度になったときに注意報を発令し、県民等に広く注意喚起を行います。	県民、報道機関、市庁内関係機関、保町村、幼稚園・保育園、小中学校・高等学校、工場事業者等	—	—							○
32	林政課	○			優良種子確保対策	県林木育種場の採種園を管理し、花粉症対策スギの種子を供給することにより、花粉の少ない苗木の植え替えを推進します。	森林所有者 造林事業者	4,012	4,546							○

(注意)「分野 I～III」は、次の分類とする。
 I 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発
 II 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供
 III 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

No.	担当課	分野			事業名	事業内容	対象者	R4当初予算 (千円)	R5当初予算 (千円)	事業の対象となる疾患					
		I	II	III						ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー
33	住宅政策課	○			ぐんま住まいの相談センター	シックハウスの知識を普及するとともに、屋内における化学物質の測定・分析機関の情報を提供します。	一般県民	—	—	○					
34	(教)健康体育課	○			食物アレルギー対応検討委員会	児童生徒のアレルギー疾患状況を調査し、現状を把握するとともに、食物アレルギー・アナフィラキシー発症報告に基づき、対応等について専門医と検討します。	公立学校の児童生徒	3824	3495	○	○	○	○	○	○
35	(教)健康体育課	○			学校給食関係者に対する研修会の実施	学校給食関係者が食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識を持つことを目的として研修会を行います。	学校給食関係者	—	—						○
36	健康体育課	○			「学校給食衛生管理基準」に基づく巡回指導	安全かつ安心な学校給食提供のために、巡回指導員による安全衛生管理巡回指導を実施します。	学校給食施設	1867	1856						○

(注意)「分野Ⅰ～Ⅲ」は、次の分類とする。

- Ⅰ 生活環境の改善 例:生活環境におけるアレルギー曝露等の軽減(大気環境改善等)、アレルギー疾患に関する知識の普及啓発
- Ⅱ 医療体制の整備 例:医師その他の医療従事者の資質向上、医療機関に関する情報の提供
- Ⅲ 生活の質の維持向上 例:保健師、栄養士、調理師等の育成、教員や事業主、社会福祉施設職員等に対する研修、相談体制の整備、災害時に備えた体制整備

アレルギー疾患対策

2 アレルギー疾患対策

現状

(1) 全国の状況

我が国では、乳幼児から高齢者まで国民の約 2 人に 1 人が、何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、厚生労働省「患者調査（令和 2 年）」によると、アレルギー疾患を原因として医療機関を受診した患者数は増加しています。

(2) 群馬県の状況

本県のアレルギー疾患患者の現状としては、厚生労働省「患者調査（令和 2 年）」によると、結膜炎、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎において 19 歳未満の占める割合が高くなっています。

群馬県教育委員会健康体育課「アレルギー疾患に関する状況調査」によると、令和 4 年度における公立の幼稚園及び小中学校並びに高校等でアレルギー疾患を申告している幼児・児童・生徒は 66,838 人で、全体の 37.7%を占めており、その割合はほぼ横ばいで推移しています。

課題

(1) アレルギー疾患の発症や重症化の予防

ア アレルギー疾患に関する情報の提供

アレルギー疾患の発症や重症化の予防を図るためには、正しい知識を得て理解し、適切な自己管理を継続的に実践することが大切です。

インターネット等の普及により、正しい情報を選択することができずに適切な治療を受けられなかったり、症状の悪化を繰り返すおそれがあるため、患者やその家族等が、正しい知識を入手できる環境を整えていくことが必要です。

イ 生活環境におけるアレルゲンの軽減・回避

アレルギー疾患は、生活環境での様々な要因で発症し、症状が誘発されたり、急激な発作を引き起こしたり、命に関わる危険な状態に陥ることもあります。

発症や重症化を予防するためには、アレルゲンを回避し、暴露しないことが効果的であるため、患者を取り巻く生活環境等の改善について、正しい知識に基づいた対策を講じることが重要です。

(2) 症状に応じた適切な診療を受けられる体制の確保

ア アレルギー疾患医療の提供

アレルギー疾患は、適切な治療を受けることで症状のコントロールが可能であるため、患者が居住する地域や年代に関わらず、適切な治療を受けられるよう、診療ガイドラインに基づいた標準的治療の普及が必要です。

イ アレルギー専門医や医療機関に関する情報の提供

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や重症で難治性のものもあるため、アレルギー専門医や専門的な医療を提供する医療機関等について、情報提供することが必要です。

(3) 患者やその家族を支援する人材や相談体制の確保

ア アレルギー疾患患者の支援に関わる連携協力体制の確保

患者が急激な発作やアナフィラキシーショックを引き起こした場合に、緊急の対応が円滑にできるよう、医療機関や消防機関等と連携を図り、協力体制を整えておくことが大切です。

また、国や関係機関が設置している相談窓口や医療機関へ相談できるよう、適切な相談窓口の情報を周知することが必要です。

イ アレルギー疾患患者を支援する人材育成

疾患に対する理解を進める研修や、医療ケアや療養に関する相談に携わるための研修の実施等による人材育成が必要です。

ウ 災害時の対応

アレルギー疾患患者は、災害時において、生活環境等の著しい変化により症状の悪化や適切な自己管理が難しくなることが懸念されます。

施策の方向

(1) アレルギー疾患の発症や重症化の予防

ア アレルギー疾患に関する知識の普及

患者やその家族が、アレルゲンの回避や適切な自己管理に取り組めるよう、国や関係学会等による最新の知見を踏まえた正しい情報が入手できる体制を整備します。

イ 生活環境におけるアレルゲン等の軽減

日常生活におけるアレルゲンや憎悪因子を回避し、暴露しないための環境改善を図ります。

(2) アレルギー疾患医療の均てん化の促進

ア 医療従事者等の質の向上

かかりつけ医を対象とした診療ガイドラインによる標準的治療の普及を目指した研修等を実施し、適切な医療情報を共有することで、地域におけるアレルギー疾患医療の均てん化を図ります。

イ アレルギー疾患医療を提供する体制の整備

アレルギー疾患医療の中心的な役割を果たす療拠点病院と、かかりつけ医からの紹介が可能な連携病院を指定し、アレルギー疾患患者が、その病状に適した医療を受けられるよう、医療連携体制の構築を図ります。

(3) アレルギー疾患患者の生活の質の維持と向上

ア 疾患に対する正しい理解の普及と相談体制の充実

国、県、関係団体等が作成するガイドラインやマニュアルに基づく正しい理解の普及に取り組むとともに、患者等の支援に関わる関係者を対象とした研修の機会を確保することで、患者に関わる者の知識の向上を図ります。

イ 災害に備えた体制の支援

災害時への対応として、平常時には医薬品等や自助による生活環境の確保の重要性について周知を図り、災害時には避難所でのアレルギー疾患対応に関する情報提供を行います。

乳児の湿疹対策に関する 啓発冊子の提案について

▽提案者：大塚製薬株式会社

（群馬県健康づくり連携協定の締結企業）

▽「群馬県健康づくり推進連携協定」とは？

群馬県では、県民の健康寿命を延伸し、心身ともに健康で質の高い生活を送ることができ、「元氣県ぐんま」の実現に向け、企業、団体等と県が連携体制を構築して、県民の健康づくりを推進することを目的として、県内で特に健康づくりに先進的に取り組んでいる企業と協定を締結しています。

令和5年度群馬県アレルギー疾患計画策定スケジュール

資料8

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
求められる成果		計画素案の作成		意見募集	計画素案に対する意見の反映			意見募集	パブコメ案作成	素の公表 意見募集	最終案作成	計画決定		
県議会 県民 (パブリックコメント)			R5年第2回 議案				R5年第3回 前期議会		R5年第3回 後期議会	パブリック コメント		R6年第1回 議会		
アレルギー疾患対 策推進協議会		第1回 6/21 意見募集	■計画素案の検討				■計画素案の修正 意見募集	第2回 10月			■パブコメの意見検討 ■計画案の決定	第3回 2月	計画決定	
県庁内各課				■計画素案の作成 ■計画素案に対する委員意見の反映 ■原稿の調整					■第2回協議会での意見を 反映したパブコメ案の 作成(第2稿)				■最終案 作成 (第3稿)	